

福 議 特 委 号
令 和 8 年 3 月 5 日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

議会改革調査特別委員会
委員長 平野 隆雄

特別委員会調査報告書について

令和6年6月20日開催の令和6年度定例会6月会議において、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、議会会議条例第148条の規定により報告いたします。

調査特別委員会報告書

調査事件	議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について	
調査結果	別紙のとおり	
調査期間	令和6年6月20日～令和8年2月27日	
開催日	令和6年6月20日(木) (第1回)	令和6年12月24日(火) (第2回) 令和7年3月24日(月) (第3回) 令和7年7月18日(金) (第4回) 令和7年10月2日(月) (第5回) 令和7年12月12日(金) (第6回) 令和8年2月27日(金) (第7回)
出席委員 (欠席委員なし)	委員長 平野隆雄 副委員長 藤山 大 委員 杉村志朗 委員 佐藤孝男 委員 小鹿昭義 委員 平沼昌平 委員 木村 隆夫 委員 熊野茂夫	委員長 平野隆雄 副委員長 藤山 大 委員 杉村志朗 委員 佐藤孝男 委員 小鹿昭義 委員 平沼昌平 委員 木村 隆夫 委員 熊野茂夫
職務出席議員		議長 溝部幸基
議会事務局 職員	事務局長 鍋谷 浩行・係 長 山下 貴義・主 任 角谷 里紗	

調査特別委員会調査報告

調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について

令和5年度の改選において、議員定数10名に対し立候補者が9名となり、町議会議員選挙としては、初めて無投票選挙となった。全国的に議員のなり手不足が課題となっていることは議会としても周知していたが、結果として認識が甘かったと言わざるを得ず、次期改選期に向け早期に議会体制を見直す必要がありました。

議会として、令和6年度議会基本条例諮問会議に対し、「次期改選期に向けた議会体制の見直し等について」を諮問し、見直しが必要との答申を受けたことから、議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について集中的に検討するため、令和6年度定例会6月会議において本特別委員会を設置したものであり、調査・審議した結果を以下のとおり報告する。

1 開催状況・調査内容

(1) 第1回目 令和6年6月20日(木)開催
正・副委員長の互選

(2) 第2回目 令和6年12月24日(火)開催
委員間の意見交換を基に、見直し項目とした4項目のうち、議員のなり手対策を優先して取り組むことを決定。令和7年4月以降に道内先進地視察研修を行うことを確認した。

(3) 第3回目 令和7年3月24日(月)開催
第2回特別委員会を開催後、2月3日から10日にかけて「町民と議員との懇談会」を開催、2月18日には渡島西部四町議会議員連絡協議会研修会において栗山町齊藤副議長から議員のなり手対策について研修を受け、研修塾の開催や先進地視察研修など具体的な方策について協議、先進地視察については候補地が複数出たことから各委員で意見を出しながら4月中に決定し、議員のなり手対策として議会モニターを早期に導入することとしたが、導入にあたっては、諮問会議委員との兼ね合いや人数、報酬等様々な課題の整理が必要であり、先進地事例などの情報を収集し制度設計を行い出来るだけ早く導入することを確認した。

(4) 第4回目 令和7年7月18日(金)開催
第3回特別委員会を開催後、定例会6月会議において、議会モニター制を加味した議会基本条例諮問会議条例の一部改正を議決し、公募委員の追加募集を実施、6月23日に浦幌町への先進地視察研修を実施、報告書の取り纏めも終えていることから、残りの3検討項目について、具体的な内容について協議、改めて各議員の考え方を整理するためアンケート調査を実施することを確認した。

(5) 第5回目 令和7年10月2日(月)開催

第4回特別委員会開催後、改めて各議員の考え方を整理するためのアンケート調査を実施、アンケート結果を基に、「議員定数」「議員歳費」「議会改革の見直し」の3項目について、特別委員会としての方向性を確認した。

(6) 第6回目 令和7年12月12日(金)開催

第5回特別委員会においては、「議員のなり手対策」以外の3項目について、委員会としての方向性を確認したが、ハラスメント防止条例、議会改革の見直しについては、更に詳細を詰めることとしたため、具体的な内容等について協議した。

(7) 第7回目 令和8年2月27日(金)開催

第6回特別委員会開催後、令和8年2月3日から10日にかけて「町民と議員との懇談会」を開催、特別委員会で確認した見直し項目の方向性について説明し、町民から意見を聴取したことから、集約した意見を基にこれまで特別委員会で議論してきた見直し事項「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の内容について最終確認を行った。

2. 調査の論点と意見

当特別委員会において論点としたのは、次期改選期(令和9年8月)において再度定数割れ無投票とならないため、「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の4項目について、それぞれ方策を具体的に調査・審議し確認した。

特別委員会として確認した内容は下記のとおり。

(1) 議員定数について

議員定数については、特別委員会の方向性として現在の定数10名から1名減じ9名とすることで確認し町民との懇談会で説明、町民から意見を聴取した結果、議員を減らすことで町に意見が届きにくくなるのが懸念されるため定数削減には反対という意見もあったものの、人口減少が進んでいることや、これまで4年以上9名で議会運営を行ってきたこともあり、9名とすることで最終確認とした。

(2) 議員歳費について

議員歳費については、令和5年度に議員のなり手確保対策として「福島町方式」を見直し増額した経緯もあり、特別委員会の方向性として現行の「福島町方式」を維持することで確認し町民との懇談会で説明、町民から意見を聴取した結果、町のために真剣に働いてくれるなら歳費の増額も検討すべきといった意見も出され、委員からも更なる増額が必要ではとの意見もあったが、現状の歳費も渡島管内では上位に位置していることもあり、「福島町方式」を継続することで最終確認とした。

(3) 議員のなり手対策について

議員のなり手対策については、「研修塾の開催を検討」「住民と議会の距離を縮める方策を検討」「ハラスメント条例の制定を検討」の3点について調査をおこなった。

「研修塾の開催を検討」と「住民と議会の距離を縮める方策を検討」については、

特別委員会として早い段階で先進地視察を行うことを検討・実施し、議員の学校や議員養成講座等の開催について調査した結果、近隣町でも実績のある議会モニター制の導入を決定・対応済みなことや、「ハラスメント条例の制定を検討」では、女性のなり手対策としてハラスメント条項を議員政治倫理条例に盛り込む決定をしたことを町民との懇談会で説明、町民からの意見を聴取した結果、町民からも女性議員の必要性について意見が出され、議員のなり手対策への取り組みについては、特別委員会で確認、議会で実施している方向性で最終確認とした。

(4) 議会改革の見直しについて

議会改革の見直しについては、「常任委員会の在り方」と「議会議員政治倫理条例の改正」の2点について調査を行った。

「常任委員会の在り方」については、現在の常任委員会の状況や議員定数の方向性から2常任委員会を維持するのは困難になることが想定されるため、運用面では課題もあるものの1常任委員会とする方向性を確認し町民との懇談会で説明、町民からは議員が大変なのではといった意見も出されたが、特に問題とする意見はなかったことから1常任委員会とすることで最終確認とした。

「議会議員政治倫理条例の改正」については、議員のなり手対策の「ハラスメント条例の制定」との関連もあり、議員のなり手対策の調査の中でハラスメント条例は単独で制定せず、議員政治倫理条例に關係条項を追加することで対応すべきとの方向性が確認されたことから、同条例の改正を行うことを町民との懇談会で説明、町民からは議会で実際にハラスメントの事例があったため検討したのかといった意見も出されたものの、女性や若者を受け入れるための体制作りのために必要との説明には特に異論もなく、議員政治倫理条例を改正することで最終確認とした。

3 総括

本特別委員会に付託された「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」で調査項目とした4項目については、特別委員会の調査と並行して議会基本条例諮問会議へ諮問し、令和7年度の町民との懇談会において本特別委員会が確認した内容について意見を聴取した結果を基に、最終的な方向性について上記のとおり確認したことから、本委員会として「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」の調査は当初の目的を達成したと判断するが、人口減少、少子高齢化が進行する当町において今回確認した方向性で進んだとしても次期改選期に議員のなり手として立候補されるかについては予断を許さない状況であり、議会として今後も継続して取り組んでいかなければならない課題であると思慮する。

以上、本特別委員会の調査報告とする。